

指定相談支援利用契約書

____様（以下「利用者」という。）と、指定相談支援事業所（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される特定相談支援及び障害児相談支援（以下「相談支援サービス」という。）にかかる事業を利用することについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 本契約は利用者の有する能力、その置かれている環境及び障害の特性を考慮しての自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者及びその家族と協議のうえ、相談支援サービスを適切に提供することを定めます。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、令和____年____月____日から利用者の受給決定の有効期間満了日までとします。

2 契約期間満了日の7日前までに、利用者及びその家族から本契約終了の申し出がない場合、本契約は同じ条件で自動更新されるものとし、以後も同様とします。

（サービス利用計画の作成）

第3条 事業者は、次の各号に定める事項を相談支援専門員に担当させ、利用者のサービス等利用計画及び障害児支援利用計画（以下「サービス利用計画」という。）を作成します。

- （1） 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接をして、利用者及びその家族の置かれている状況、利用者が希望する生活、解決すべき課題等を把握します。
- （2） 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及びその家族の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業所から総合的に提供されるように配慮します。
- （3） 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供するうえでの留意事項等を記載したサービス利用計画の原案を作成します。
- （4） 前号で作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分したうえで、サービス利用計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。

（経過観察・再評価）

第4条 事業者は、サービス利用計画作成後、次の各号に定める相談支援サービスを提供します。

- （1） 利用者及びその家族と連絡を密にし、経過の把握に努めます。
- （2） サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者との連絡調整をします。
- （3） 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等必要な援助をします。
- （4） 上限管理対象となっている利用者に関しては、福祉サービス等の利用者負担合計額を毎月算定し、利用者及びその家族や当該福祉サービス等を提供した事業者に通知します。

（サービス利用計画の変更）

第5条 利用者及びその家族がサービス利用計画の変更を希望した場合又は事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、利用者及びその家族と事業者双方の合意をもってサービス利用計画を変更します。

(利用者負担額及び実費負担額)

第6条 事業者の提供する相談支援サービスに関する利用料金は、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス料金に相当する給付を受領するため、利用者の自己負担はありません。但し、事業者が相談支援サービス給付費の法定代理受領を行わない場合は、重要事項説明書に定める金額を事業者に対し、支払うものとします。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して相談支援サービスを行う場合は、それに要した交通費相当額を徴収します。

(守秘義務)

第7条 事業者及び相談支援専門員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。この守秘義務は契約終了後も同様とします。

2 事業者は、個人に関する情報を使用する場合は、あらかじめ利用者及びその家族から個人情報使用の同意を得るものとします。

(賠償責任)

第8条 事業者は、相談支援サービスの提供にあたり、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合は、速やかにその損害を賠償します。

2 利用者及びその家族の責に帰すべき事由により事業者が損害を及ぼした場合は、事業者はその損害賠償を請求する場合があります。

(契約終了)

第9条 次のいずれかの事由に該当する場合は、契約は終了します。

(1) 利用者及びその家族から契約終了・契約解除の意思表示があった場合

(2) 事業者が契約解除の意思表示をした場合

2 次の各号の事由に該当する場合は、契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が死亡した場合

(2) 事業者が解散命令を受けた場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(3) 事業者が指定を取り消された場合

(利用者からの解約・解除)

第10条 利用者及びその家族は、本契約の有効期間中、本契約を解約・解除することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の14日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約・解除することができます。

(事業者からの解約・解除)

第11条 事業者は、利用者に解約・解除日の14日前までに理由を記した文書を交付し、契約を解約・解除することができます。

(1) 契約を継続し難い事情が認められる場合

(2) 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

(3) その他やむを得ない事情により、管理者が必要と認めた場合

(サービス提供の記録)

第12条 事業者は、相談支援サービスの提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保管します。

2 利用者及びその家族は、事業者の営業時間内に、利用者に関する前項のサービス実施記録を閲覧でき

るとともに、その複写物の交付を受けることができます。

- 3 第10条、第11条の規定により、本契約の解約・解除が成立し、かつ利用者が希望した場合は、事業者は直近のサービス利用計画及びその実施状況に関する書類を作成し、利用者に交付します。

(苦情解決)

第13条 利用者及びその家族は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

- 2 利用者及びその家族は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載されている第三者委員に苦情を申し立てることもできます。

(協議事項)

第14条 本契約に定めていない事項については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法その他諸法令の定めるところにより、双方が誠意をもって協議するものとします。

以上の契約を証するため、本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は記名押印のうえ、各1通を保有することとします。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

本人との関係 ()

住 所 常陸太田市稲木町33番地

事業者名 社会福祉法人常陸太田市社会福祉協議会
指 定 相 談 支 援 事 業 所 印

代表者氏名 会長 石川 八千代

電 話 番 号 0294-87-8550